

平成 17 年 11 月 30 日現在

山形県国民保護計画 (原案)

平成 17 年 11 月

山 形 県

目次

第1編 総論	1
第1章 県の責務、県国民保護計画の趣旨、構成等	1
1 県の責務並びに県の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置	1
2 県国民保護計画の趣旨	1
3 県国民保護計画の構成及び作成上の留意事項	2
4 県国民保護計画の見直しと変更手続	2
5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 国民保護措置に関する基本方針	3
2 その他の留意事項	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 県及び関係機関の役割の概要	5
2 県及び関係機関の事務又は業務の大綱	5
3 関係機関の連絡先等の把握	8
第4章 県の地理的、社会的特徴	9
1 地形	9
2 気候	11
3 人口分布	12
4 他県との人口の流出入	13
5 道路の位置等	13
6 鉄道、港湾及び空港の位置等	15
7 自衛隊施設等	17
8 その他	18
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	18
1 県国民保護計画が対象とする事態	18
2 武力攻撃事態	19
3 緊急対処事態	22
4 本県において特に留意すべき事項	23
第2編 平素からの備えや予防	25
第1章 組織・体制の整備等	25
第1 県における組織・体制の整備等	25
1 県の各部局における平素の業務	25
2 県職員の参集基準等	26
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	27
4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	28
第2 関係機関との連携体制の整備	28
1 基本的考え方	28
2 国の機関との連携	28
3 他の都道府県との連携	28
4 市町村との連携	29
5 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携	30
6 ボランティア団体等に対する支援	30

第3章	通信の確保	30
第4章	情報収集・提供等の体制整備	32
1	基本的考え方	32
2	警報の通知等に必要な準備	32
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	32
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	33
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	33
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	34
第5章	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	35
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	36
1	避難及び救援に関する基本的事項	36
2	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
3	交通の確保に関する体制等の整備	37
4	避難施設の指定	38
5	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	38
第3章	生活関連等施設の把握等	39
第1節	生活関連等施設の把握	39
1	生活関連等施設の把握	39
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	40
3	市町村における平素の備え	40
第2節	県・市町村が管理する公共施設等の安全確保	40
1	県が管理する公共施設等の安全確保	40
2	市町村が管理する公共施設等の安全確保	41
第4章	物資及び資材の備蓄・整備等	41
1	基本的考え方	41
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備	41
3	県が管理する施設及び設備の整備・点検等	41
4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄・整備	42
第5章	国民保護に関する啓発	42
1	国民保護措置に関する啓発	42
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	42
3	市町村における国民保護に関する啓発	43
第3編	武力攻撃事態等への対処	45
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	45
1	危機対策本部等の設置及び初動措置等	45
2	国民保護対策本部に移行する場合の調整	46
3	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	46
第2章	県対策本部の設置等	46
1	県対策本部の設置	48
2	通信の確保	50
3	マニュアルによる運用	50

第3章	関係機関相互の連携	50
1	国対策本部との連携	50
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	51
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	51
4	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	51
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	52
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
7	県の行う応援等	52
8	ボランティア団体等に対する支援等	53
9	住民への協力要請	53
第4章	警報及び避難の指示等	54
第1	警報の通知及び伝達	54
1	警報の通知等	54
2	市町村長の警報伝達	55
3	緊急通報の発令	55
4	マニュアルによる運用	56
第2	避難の指示等	56
1	避難措置の指示	56
2	避難の指示	57
3	県による避難住民の誘導の支援等	62
4	市町村による避難実施要領の策定	63
5	避難所等における安全確保等	66
6	マニュアルによる運用	66
第5章	救援	66
1	救援の実施	66
2	関係機関との連携	67
3	救援の内容	68
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	70
5	医療の要請等に従事する者の安全確保	70
6	救援の際の物資の売渡し要請等	70
7	マニュアル等による運用	71
第6章	安否情報の収集・提供	72
1	安否情報の収集	72
2	総務大臣に対する報告	73
3	安否情報の照会に対する回答	73
4	日本赤十字社山形県支部に対する協力	73
5	マニュアルによる運用	73
6	市町村による安否情報の収集及び提供	73
第7章	武力攻撃災害への対処	74
第1	生活関連等施設の安全確保等	74
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	74
2	武力攻撃災害の兆候の通報	74
3	生活関連等施設の安全確保	74
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	76
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	78

第2	NBC攻撃による災害への対処	79
第3	応急措置等	81
1	退避の指示	81
2	警戒区域の設定	81
3	事前措置	82
4	応急公用負担等	82
5	消防に関する措置等	82
第8章	被災情報の収集及び報告	84
第9章	保健衛生の確保その他の措置	86
1	保健衛生の確保	86
2	廃棄物の処理	86
3	文化財の保護	87
第10章	国民生活の安定に関する措置	87
1	生活関連物資等の価格安定	87
2	避難住民等の生活安定等	88
3	生活基盤等の確保	89
第11章	交通規制	89
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	90
第4編	復旧等	95
第1章	応急の復旧	95
1	基本的考え方	95
2	ライフライン施設の応急の復旧	95
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	95
第2章	武力攻撃災害の復旧	96
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	96
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	96
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	96
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	96
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	97
第5編	緊急対処事態への対処	99
1	緊急対処事態への対処	99
2	緊急対処保護措置の実施に係る基本的事項	99
3	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	99
4	赤十字標章等及び特殊標章等の標章の取扱い	99
5	国民経済上の措置の取扱い	99
6	備蓄、避難施設等に係る取扱い	100

用語集

1 法令等関係

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号） 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国・地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号） 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号） 武力攻撃事態等における対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的として、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な事項を定めている。
災害対策基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） 国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めている。
石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号） 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、その災害の防止に関する基本的事項を定めている。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
国際的な武力紛争において適用される国際人道法	千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約、ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）等人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものをいう。
国民の保護に関する基本指	政府が、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に備えて、国民保護措置（緊急対処保

用語	意義
針	護措置)の実施に関し、あらかじめ定める基本的な指針をいう。 (国民保護法第32条、第182条)
山形県地域防災計画	県の区域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために作成する防災に関する計画 (災害対策基本法第4条第1項、第40条)

2 武力攻撃関係

用語	意義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第1条))
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第2条第1号))
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第2条第2号))
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 (事態対処法第2条第3号)
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)であって、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 (国民保護法第172条第1項(事態対処法第25条第1項))
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法第2条第4項)
緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法第183条(同法第14条準用))
NBC	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の略称をいう。
NBC攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダーティボム (汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。 核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

3 機関等関係

用語	意義
県国民保護協議会	県における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、県国民保護計画を作成するための諮問機関として設置される協議会をいう。 (国民保護法第37条)
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3

用語	意義
	<p>条第2項に規定する機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 ・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 ・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関 <p>（事態対処法第2条第4号）</p>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> <p>（事態対処法第2条第5号）</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> <p>（事態対処法第2条第6号）</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）であって、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p> <p>（国民保護法第2条第2項）</p>

4 住民関係

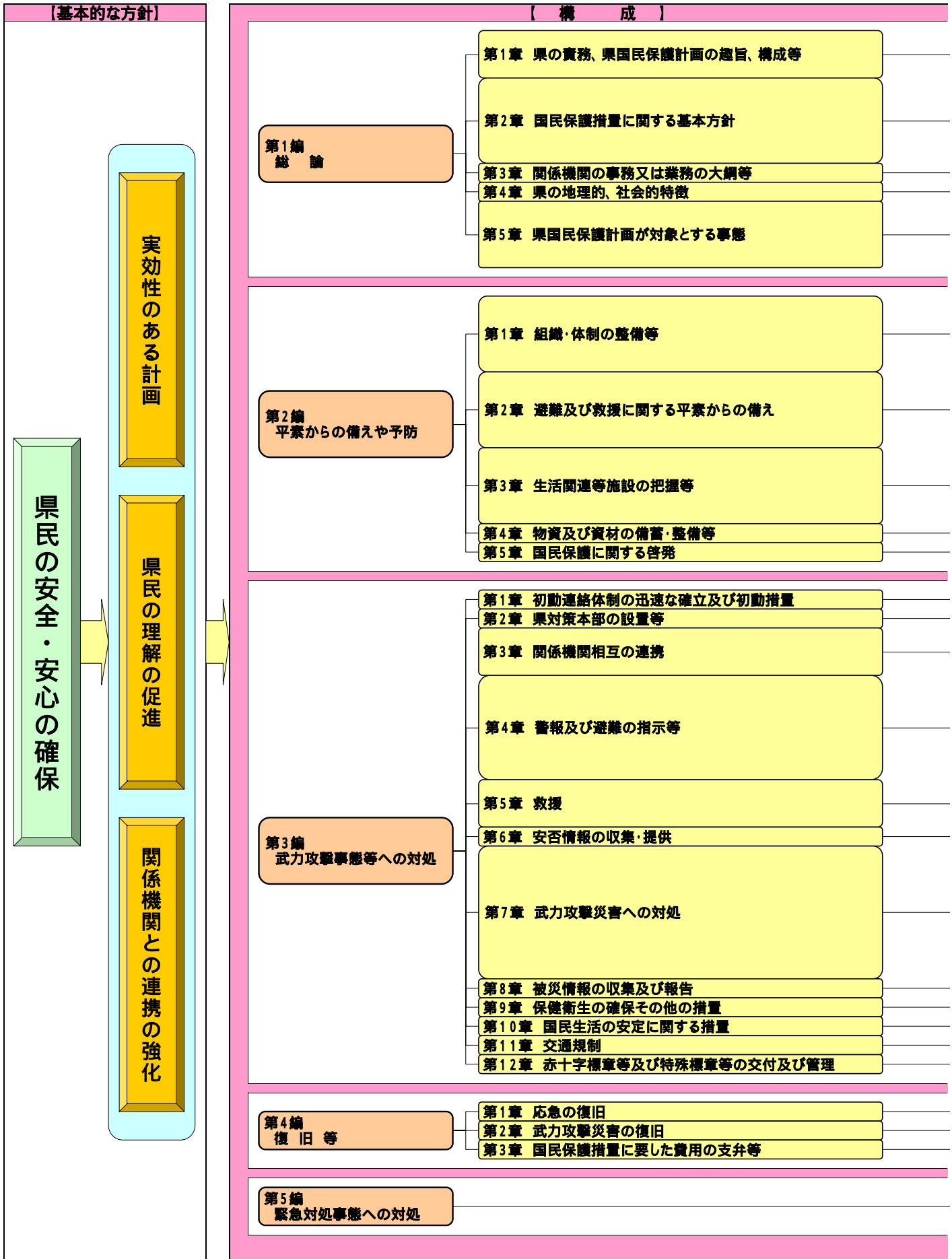
用語	意義
避難住民等	<p>避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。</p> <p>（国民保護法第75条第1項）</p>
災害時要援護者	<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、もしくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、もしくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてもそれに対応して行動することができない、もしくは困難な人 <p>具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。</p> <p>（災害対策基本法第5条第2項）</p>

5 措置関係

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第9条第1項))
利用指針	国対策本部長が、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づいて定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関するそれぞれの指針をいう。 (特定公共施設利用法第6条、第10条、第12条、第13条、第15条、第17条)
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに政府が定める緊急対処事態に関する対処方針をいう。 (国民保護法第172条第1項(事態対処法第25条第1項))
国(武力攻撃事態等)対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第10条)
国(武力攻撃事態等)対策本部長	国(武力攻撃事態等)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第11条)
県(国民保護)対策本部	県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第27条)
県(国民保護)対策本部長	県(国民保護)対策本部の長をいう。(知事をもって充てる。) (国民保護法第28条)
県緊急対処事態対策本部	県の区域に係る緊急対処保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第183条(同法第27条準用))
県緊急対処事態対策本部長	県緊急対処事態対策本部の長をいう。(知事をもって充てる。) (国民保護法第183条(同法第28条準用))
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第2条第3項)
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第183条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第172条第1項)
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。 (国民保護法第52条第2項第1号)

用 語	意 義
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 （国民保護法第 52 条第 2 項第 2 号）
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施にあたって必要な物資及び資材をいう。 （国民保護法第 79 条第 1 項）
特定物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他国民保護法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 （国民保護法第 81 条第 1 項）
生活関連等施設	次のいずれかに該当する施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 ・国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ・その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 （国民保護法第 102 条第 1 項）
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 （国民保護法第 103 条第 1 項）
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県防災行政無線 都道府県、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収集・伝達を行うために整備されている無線通信網 ・市町村防災行政無線 災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通信網
（同報系防災行政無線）	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。

山形県国民保護



第 1 編

總 論

第1編 総論

第1章 県の責務、県国民保護計画の趣旨、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県の責務を明らかにするとともに、県国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務並びに県の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置

(1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 県が実施する国民保護措置

知事は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、県国民保護計画で定めるところにより、県の区域に係る次に掲げる国民保護措置を実施する。

- ア 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
- イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ウ 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- エ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
- オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

県の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、県国民保護計画で定めるところにより、知事の所轄の下にその所掌事務に係る国民保護措置を実施する。

(3) 県が実施する緊急対処保護措置

知事は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、県国民保護計画で定めるところにより、県の区域に係る緊急対処保護措置を実施する。

県の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、県国民保護計画で定めるところにより、知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施する。

2 県国民保護計画の趣旨

(1) 県国民保護計画の目的

県国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、

県全体として万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(2) 県国民保護計画の位置付け

県国民保護計画は、国民保護法第34条及び第182条第2項の規定に基づき、県が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の基本となるもので、同法第34条第2項各号及び第182条第2項に掲げる次の事項について定める。

県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

県が実施する国民保護法第11条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護法第35条第1項に規定する県の区域の市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び同法第36条第2項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

前各号に掲げるもののほか、県の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認めらるる事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

3 県国民保護計画の構成及び作成上の留意事項

(1) 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、次の各編により構成する。

編	内 容
本 編	第1編 総論
	第2編 平素からの備えや予防
	第3編 武力攻撃事態等への対処
	第4編 復旧等
	第5編 緊急対処事態への対処
資 料 編	

(2) 県国民保護計画の作成上の留意事項

県国民保護計画の本編は、主に県、市町村及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものとする。

また、関係機関の連絡先などデータとして整理する項目その他の資料、各種様式等については、資料編を作成する。

なお、この計画で定める県が実施する国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途マニュアルを作成する。

4 県国民保護計画の見直しと変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、諮問機関である県国民保護協議会の意見を尊

重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会へ諮問のうえ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会へ報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続等により行う。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は要しない。

5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、基本指針も踏まえるものとする。

(1) 市町村国民保護計画に定める事項

市町村国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号及び第182条第2項に掲げる次の事項について定めるものとする。

当該市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市町村が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民保護措置に関し市町村長が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画に定める事項

指定地方公共機関国民保護業務計画においては、国民保護法第36条第3項各号及び第182条第2項に掲げる次の事項について定めるものとする。

当該指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。この場合において、県は、個人情報の保護に留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、県は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 山形県地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、山形県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

2 その他の留意事項

外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

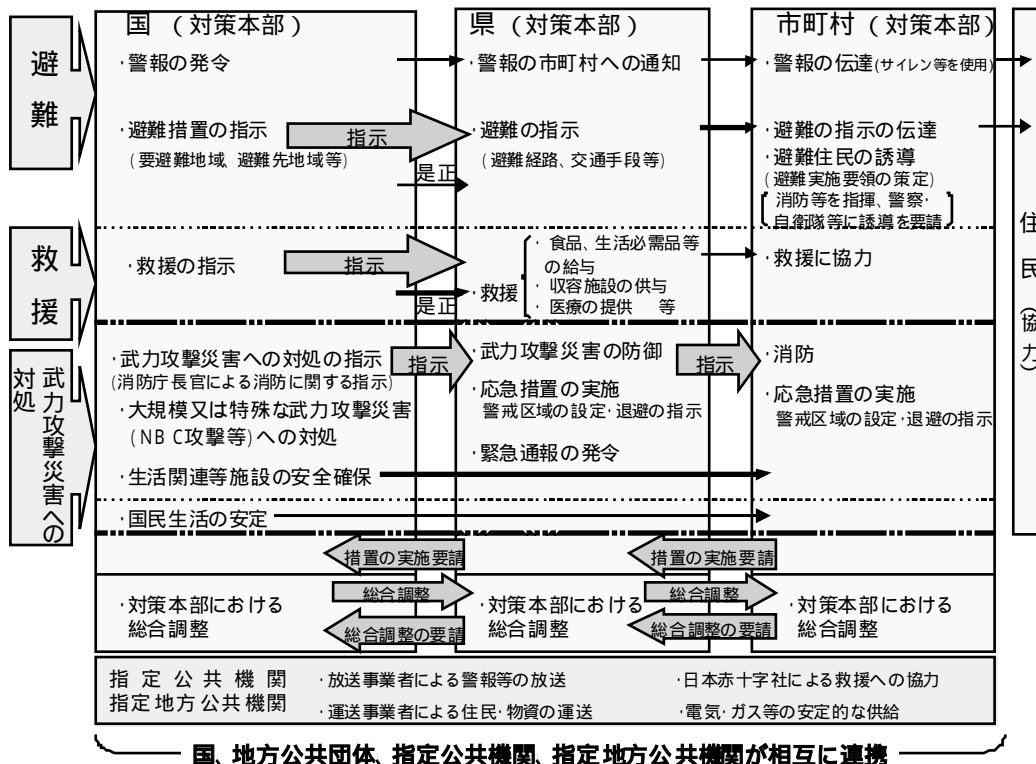
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施にあたり関係機関（国、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である県及び関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

1 県及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である県及び関係機関（国、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。

県及び関係機関の役割の概要



2 県及び関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

(1) 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 市町村

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	1 市町村国民保護計画の作成 2 市町村国民保護協議会の設置、運営 3 市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
仙台防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (山形財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京税関 (酒田税関支署)	1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
山形労働局	1 被災者の雇用対策
東北農政局 (山形農政事務所)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局 (庄内森林管理署) (山形森林管理署) (山形森林管理署 最上支署) (置賜森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部 東北支部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局 (山形河川国道事務所) (酒田河川国道事務所) (新庄河川事務所) (最上川ダム統合管理 事務所) (月山ダム管理所) (酒田港湾事務所) 北陸地方整備局 (羽越河川国道事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (山形運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (新潟空港事務所) (庄内空港出張所) (山形空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区气象台 (山形地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部 (酒田海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

3 関係機関の連絡先等の把握

県は、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、関係指定公共機関、指定地方公共機関、市町村、消防機関等の国民保護措置に係る連絡先等(担当部署、連絡方法等)について、平素から把握する。

なお、当該連絡先等については、資料編に掲載する。

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

山形県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。東西約 97km、南北約 164km で、東西に狭く、南北に長い。総面積は 9,323.39km²である（山形県勢要覧による）。

北は、鳥海山を中心とした出羽山地を挟んで秋田県と接し、西に日本海と面し、南西では飯豊、朝日両連峰を挟んで新潟県と接する。南は、吾妻連峰を境として福島県に続いており、東は奥羽山脈を挟んで宮城県と接する。山地には 1,000m以上の山が数多くある上に、これら山地は県面積の7割を占める。これらの山地に囲まれて、内陸部には米沢、山形、新庄の各盆地があり、さらに、日本海沿いには庄内平野が広がるなど、変化に富んだ地形条件を有している（図1-1）。

県内は一部を除いた大半の地域が一級河川最上川の流域に含まれ、大小の支流が最上川へ流入している。これら支流はいずれも短く傾斜が急なため、各盆地に扇状地をつくっている。置賜地域西側は一級河川荒川の流域に含まれるほか、庄内地域では月光川、日向川、赤川、温海川などが日本海へ注いでいる。

このように、本県と隣接する他県との境界には、大規模な山脈、山岳地帯が存在しているため、武力攻撃事態等において県境を越える避難が必要な場合には、避難路が制限される可能性がある。また、本県は日本海に面しており、酒田市沖に飛島がある。飛島は、離島振興地域に指定されている有人島であり、避難手段が限定されるため、平素から船舶等を有する関係機関との連携協力を努め、全島民の避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。



図1 1 概略地形図

2 気候

本県は一年を通じて寒暖の差が激しく、内陸部と沿岸平野部に比較的明瞭な気候の差が生じている。とりわけ、冬季の雪による降水量には差が生じており、最上地域や置賜地域では豪雪に見舞われる。また、庄内地域も降水量は多く、日本海側の典型的な気候を示している（図1 - 2）。また、地形的な条件からも気候の差異がみられる。

降水量（年間）は、酒田で平年値が1,900mm程度、山形で1,100mm程度と、基本的に県北部での降水量が多く南部で少ない傾向が現れている。降水量は梅雨から台風にかけての時期は大きな値を示すが、冬季の降水量も大きく、新庄や酒田では冬季の値が夏季のそれを上回る。

気温は、内陸と沿岸では冬季に異なった傾向を見せており、内陸では平均気温が氷点下を下回る。夏季は、盆地では山岳を越えて吹き下ろすフェーン現象が発生する場合があります、昭和8年には山形市で40.8度を観測している。

四季別の天候の変化を見ると、春は3月上旬～中旬に雪が消え、4月中旬には平地での平均気温が10度を超える。4・5月は空気が乾燥し日照時間が増える。夏は6月中旬に梅雨入りし、梅雨末期には集中豪雨が起こりやすい。また、庄内地域は内陸に比べ日照時間が多くなる。前述したように、夏は高緯度の割に高い気温を記録するが、8月末頃には相当気温は下がる。その頃から台風に見舞われる場合があります、進路を日本海側にとった場合、本県は強風と大雨に見舞われる。そして10月中旬頃には平均気温が15度を下回り、11月上旬から中旬にかけて初雪を迎える。

冬季は県全域で積雪に見舞われる。本県の気候特性がもっとも顕著に現れる時期であるといえる。県内は全域が豪雪地帯対策特別措置法の下で豪雪地帯に指定されており、そのうち庄内地域の一部と村山地域の一部を除いた76%（面積比）は特別豪雪地帯に指定されている。積雪は、庄内地域や村山地域の平地では1m以下であるが、置賜・最上地域では

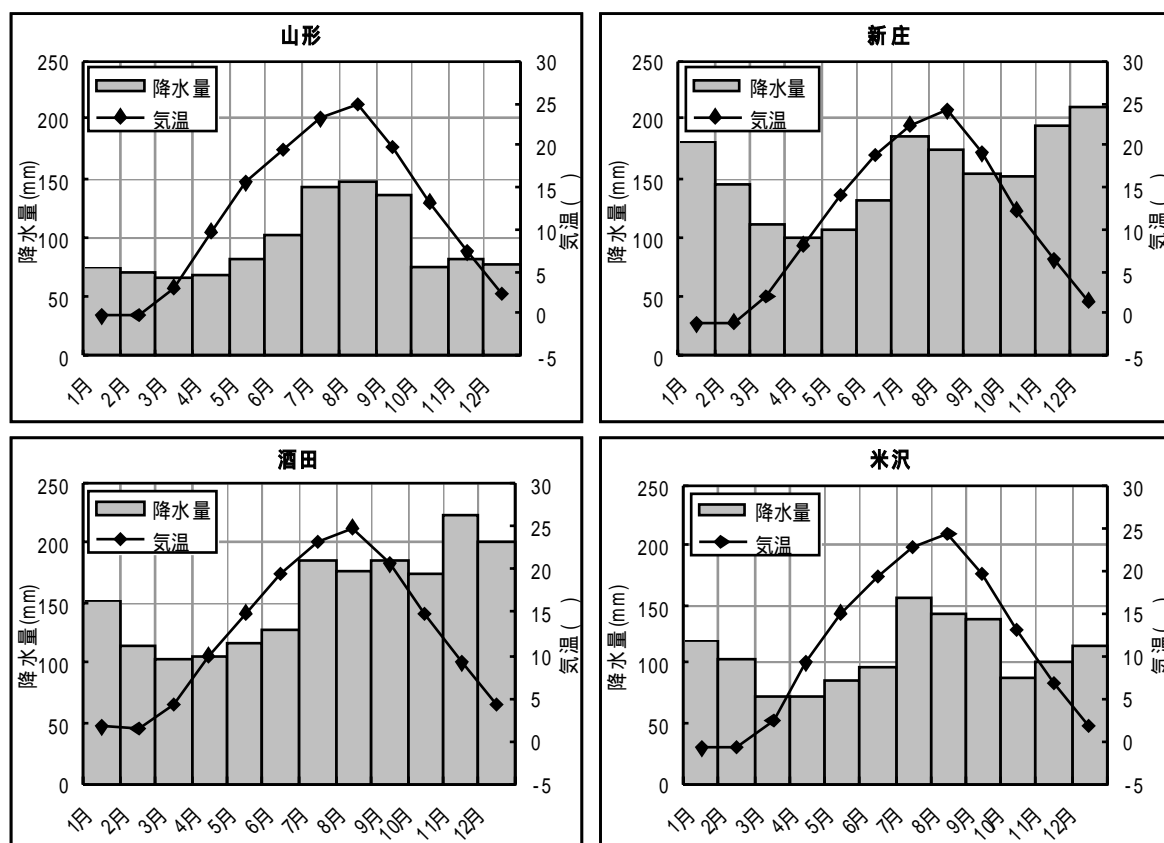


図1 2 県内4地域各都市の月別平均気温及び降水量（平年値）

出典：気象庁 web サイト 統計データベース

平地でも 1.4m を超え、山間部では 3 m あまりに達することもある。また、北西の季節風が強まるのも特徴であり、庄内地域では地吹雪となることも多い。気温は内陸部で 12 月中旬頃から平均気温が氷点下となる。庄内地域平野部では対馬暖流の影響もあり、平均気温は 0 以上と高い。

このように本県の気候は、季節変動が大きく、とりわけ冬季は県全域で積雪に見舞われることから、避難が必要な場合には避難路が制限される可能性があるため、これらの諸条件を考慮した避難誘導の在り方を検討する必要がある。

3 人口分布

本県の人口は、平成 17 年 7 月 1 日現在、1,216,777 人（男 585,593 人、女 631,184 人）である。県内で最も人口が多い都市は山形市（255,379 人）であり、ついで酒田市（98,650 人）、鶴岡市（98,448 人）、米沢市（93,023 人）、天童市（63,523 人）の順となっている。上位五市合計で県全体の約 50% を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。

年齢別に見ると、県全体において 15 歳未満が総人口に占める割合は 13.9%、15～65 歳の人口は 61.1%、65 歳以上の人口は 25.0% となっている。65 歳以上の全国平均は 19.5%（平成 16 年）であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している。

平成 7 年国勢調査結果と平成 16 年推計人口を基に増加率を算出すると、すべての市町村で 65 歳以上の人口の増加が認められる（図 1 - 3）。すなわち、人口が減少している市町村が大半を占める中で、高齢者の数は大きく増えている。また、すべての市町村で 15 歳未満の人口が減少していることから、今後、県内の少子・高齢社会の深度化が予想され、より一層の高齢者、障害者等への配慮が必要となる。

このことから、都市部での避難住民の一極集中による混乱等の回避や、高齢者等の災害時要援護者の避難誘導の在り方を検討する必要がある。

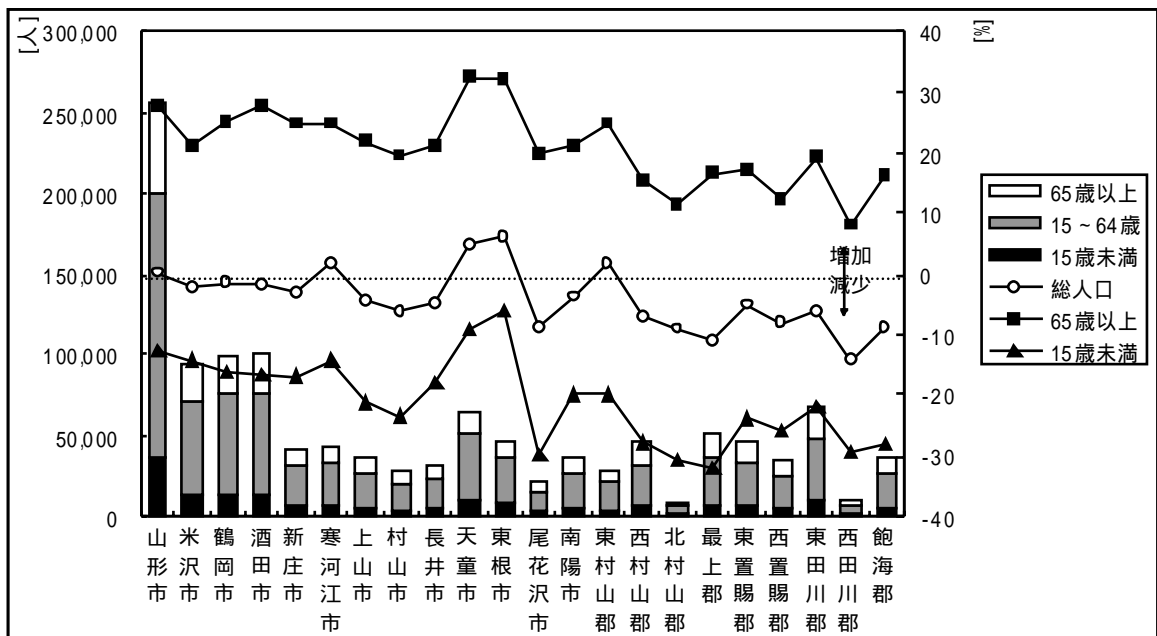


図 1 3 県内市郡別の年齢別人口及び人口増減率
（実数は H16 年推計人口、増減率は H7-H16 の変化）

4 他県との人口の流出入

本県の山形市、天童市などの県内陸中部の村山地域では、道路及び鉄道などの交通網の利便性が高く、仙台市などの宮城県との結びつきが強い。また、鶴岡市、酒田市などの庄内地域では国道7号、羽越本線などにより新潟県、秋田県などの日本海側の県との結びつきがあり、米沢市などの置賜地域では、国道13号や国道121号、奥羽本線などにより福島県との結びつきがある。

これら他県との結びつきが強い地域では、通勤や行楽などにより、日常的に県民が県外へ移動しているため、武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等を迅速かつ効果的に実施するため、平素から隣接県と密に連携をとっておく必要がある。

表1 4 地域別昼夜間人口一覧

地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出口	差引純流入	昼間人口
総数	1,243,872	179,537	180,279	-742	1,243,130
村山地域	581,320	92,655	91,448	1,207	582,527
最上地域	95,392	12,592	13,535	-943	94,449
置賜地域	246,677	29,712	30,663	-951	245,726
庄内地域	320,483	44,578	44,633	-55	320,428

備考：平成12年国勢調査資料による。また、地域の区分は、山形県の総合支庁の管内別。

5 道路の位置等

県の道路実延長は、15,806kmであり、うち、国道は1,132km(構成比7.2%)、県道2,505km(同15.8%)、市町村道12,169km(同77.0%)となっている(平成16年4月1日現在、県交通基盤課調べ)。道路網に関しては、福島県から内陸部を南北に縦断し、秋田県を結ぶもの、新潟県から県西部の日本海沿岸を縦断し秋田県を結ぶもの、そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている(図1-4)。

主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)が宮城県村田町から山形市を経て途中自動車専用道路(月山道路)を介して酒田市へ至る。県内陸部では山形自動車道と交差する形で東北中央自動車道が南北に延び、上山市と東根市を結んでいる。主要な国道としては、庄内地方を日本海に沿って貫通する国道7号、県内陸部を南北に縦断する国道13号、県北部を東西に横断し最上地域と庄内地域を結ぶ国道47号、仙台市と村山地域を結ぶ国道48号、県中部を東西に横断し村山地域と庄内地域を結ぶ国道112号、県南部を東西に横断し置賜地域を貫通する国道113号が重要な役割を果たしている。そのほか、仙台市と山形市を結ぶ国道286号や、置賜地域と村山地域を結ぶ国道348号、287号などがある。加えて、主要地方道、一般県道がこれらを補完している。

県内の道路網は、地域によって高速道路網の整備状況に偏りがある。山形市、上山市、天童市など村山地域は高速道路が縦横に整備されつつあり、各方面への利便性が高い。また、鶴岡市、酒田市など庄内地域の一部も山形自動車道の延伸に伴って村山地域や仙台、東京方面への利便性は高い。しかし、新庄市など最上地域や米沢市など置賜地域では高速道路の供用がまだ一部にとどまり、整備中もしくは計画中の区間が大半を占めるなど、高速交通網の整備が遅れている。

このことから、高速交通網の整備が遅れている地域では、武力攻撃事態等における避難路として、既存道路網を有効に活用するため体制や仕組みの整備に留意する必要がある。

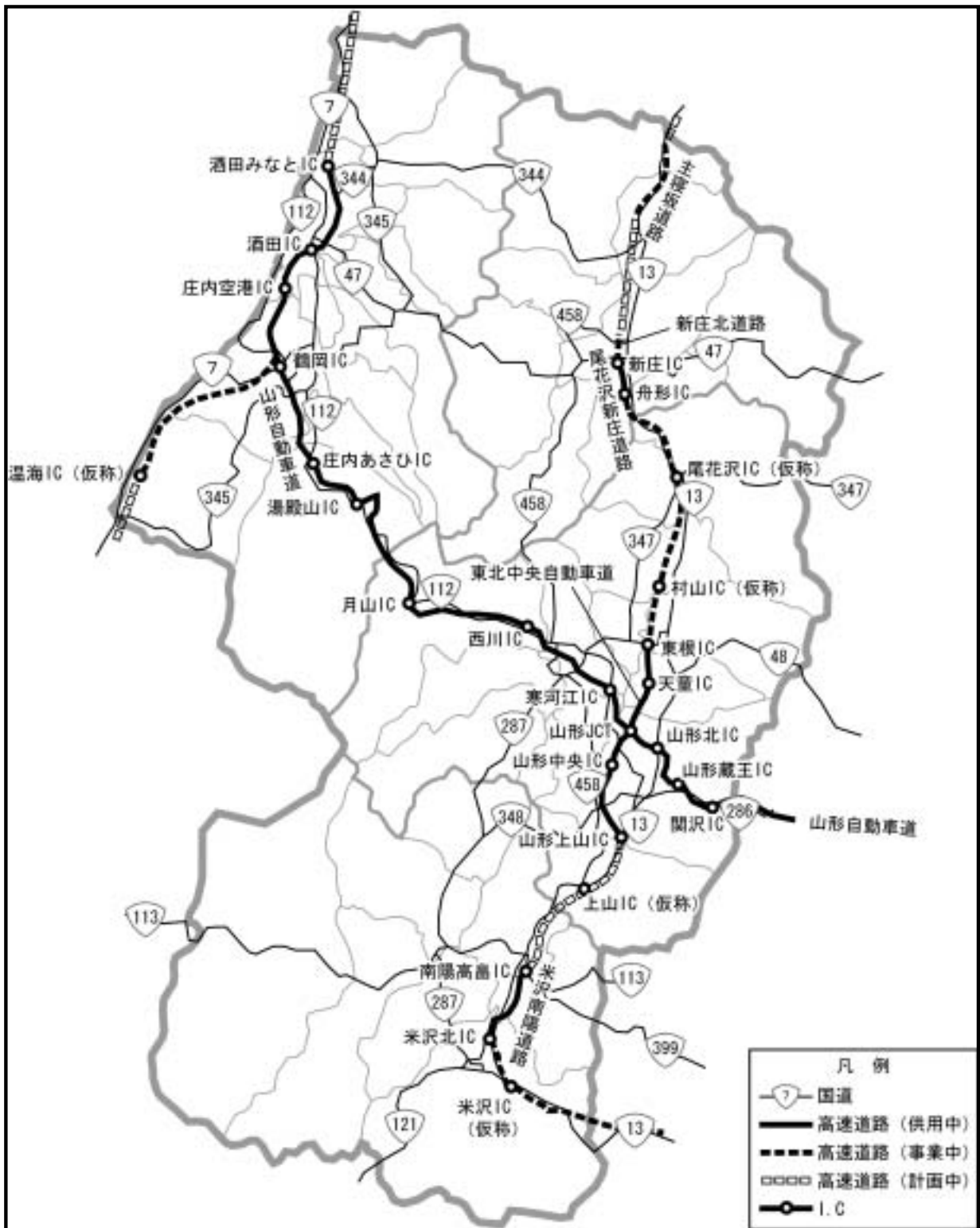


図1 4 主な道路網（高速道路、国道）

6 鉄道、港湾及び空港の位置等

県内に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及び山形鉄道株式会社である。

このうち、JR東日本は、福島市から米沢市、上山市、山形市、天童市、新庄市を經由し、県内の内陸を南北に横断して青森県まで至る奥羽本線、新潟県新潟市新津から鶴岡市、酒田市を經由し、県内の日本海沿いを南北に縦断して秋田市まで至る羽越本線、仙台市と山形市を結ぶ仙山線、新庄市から戸沢村を經由し庄内町余目へ至る陸羽西線、宮城県小牛田町から宮城県鳴子町を經由して新庄市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を經由し大江町に至る左沢線、米沢市から長井市、小国町を經由して新潟県荒川町へ至る米坂線の7路線がある。このうち、奥羽本線の福島 - 新庄間はミニ新幹線化され、山形新幹線として東北新幹線に接続している。そのため、当該区間は他路線との乗り入れができない構造である。山形鉄道株式会社は南陽市赤湯から長井市を經由し白鷹町へ至る1路線を運行している。鉄道網は、県土の広さに比して路線網は限られており、人口集積地である内陸の南北軸や庄内地方の海沿いが鉄道網の主なカバー圏域となっている（図1 - 5）。

港湾は、国際定期航路を有し、本県の海の玄関口となる重要港湾酒田港のほか、日本海沿岸に地方港湾として加茂港、鼠ヶ関港の二つが点在し、合計3つの港湾を抱える。酒田港は最上川の河口を利用すると同時に海岸線を人工的に埋め立てて造られており、50,000トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、1,000トン級の船舶が接岸（水深-4.5m ~ -5m）できる。

空港は、東根市に第二種B空港として山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、札幌・東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、第三種空港として庄内空港が酒田市に設置されており、2,000m滑走路一本を有して札幌・東京・大阪と定期航空路によって結ばれている。

このことから、避難時の輸送手段としては、現状の道路網を基本に鉄道網を有効活用することが考えられるが、その他、道路網の整備が遅れている地域ではヘリコプターや船舶等による輸送手段の確保等も検討する必要がある。

7 自衛隊施設等

県内の自衛隊施設としては、東根市に陸上自衛隊神町駐屯地があり、第6師団司令部をはじめとした部隊が置かれている(図1-6)。

武力攻撃事態等においては、自衛隊施設は敵の侵害排除のため部隊移動等が必要となることから、施設周辺では住民の避難路との競合に配慮する必要がある。



図1 6 自衛隊施設位置図

8 その他

(1) 石油コンビナート等特別防災区域

県内の石油コンビナート等特別防災区域は、酒田市に「酒田地区」(酒田本港地区と酒田北港地区で構成される)が存在する。酒田本港地区では油槽所・化学工場が、酒田北港地区では火力発電所がそれぞれ操業している。

本県の特別防災区域の面積は3.29km²、特定事業所は5事業所である(表1-2)。とりわけ石油を取り扱う業態が酒田地区に集中しており、本県のエネルギー供給の拠点的な役割を担っている。

このように、石油コンビナート等は、大量の石油、高圧ガス等が貯蔵、取扱、処理されているため、武力攻撃により重大な災害が発生する恐れがある。そのため、平素からその管理、武力攻撃災害への対処に関して配慮する必要がある。

表1-2 石油コンビナート等特別防災区域概況

区 分	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 (千kl)	高圧ガス (十万Nm ³)	総数	第1種 事業所	第2種 事業所
酒田地区	3.29	147.2		5	3	2
うち本港地区	1.11	77.2	3.8	3	2	1
うち北港地区	2.18	70.0		2	1	1

出典：山形県石油コンビナート等防災計画等

(2) 観光客

県内には、山寺(立石寺)や出羽三山といった歴史的な観光地があり、県内外から多くの観光客が訪れている。また、冬季には山形蔵王をはじめとしたスキー場が各地で営業するほか、各市町村に温泉地も数多く、年間を通じて多くの観光客を集めている。これら観光地への県外からの観光客は年間で1,800万人を超えている。

これら観光地等においては、地理に不案内な観光客等を避難させる必要が生じるため、平素より、観光客等を含めた当該施設滞在者に配慮した対処や連携体制の整備が必要である。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 県国民保護計画が対象とする事態

基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例が、次のとおり想定されている。

県国民保護計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するが、その際には、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた留意事項にも配慮する。

2 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおりである。

事態類型	想 定
1 着上陸侵攻	<p>(1) 事態の概要 侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。</p> <p>(2) 特徴 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(3) 留意点 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>(1) 事態の概要 ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>(2) 特徴 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定され</p>

事態類型	想 定
	<p>ることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>（3）留意点 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p>	<p>（1）事態の概要 弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>（2）特徴 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>（3）留意点 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
<p>4 航空攻撃</p>	<p>（1）事態の概要 重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>（2）特徴 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>

事態類型	想 定
	<p>(3) 留意点</p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) NBC攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要であるNBC攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおりである。

種別	対 応
1 核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって 熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち 及び は、爆心地周辺において被害をもたらすが、 の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p>
2 生物兵器	<p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発</p>

種別	対 応
	<p>症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
3 化学兵器	<p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

3 緊急処理事態

次表に掲げる4事態例を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおりである。

事態例	想 定
1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム破壊 <p>(2) 被害の概要</p> <p>原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</p> <p>石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p>

事態例	想定
	ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	(1) 事態例 ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 (2) 被害の概要 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	(1) 事態例 ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 (2) 被害の概要 武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	(1) 事態例 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 (2) 被害の概要 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

4 本県において特に留意すべき事項

想定される武力攻撃事態及び緊急処理事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、石油コンビナート施設をはじめとした危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急処理事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。

一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終了後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。

そこで、以上の情勢を踏まえ、本県における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、石油コンビナート施設等への特殊部隊やゲリラによる攻撃や都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃が想定され、また、緊急処理事態においては、都市部における各種テロ等も想定されるこ

とから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

第 2 編

平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

なお、国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、総務部危機管理室において行う。

【県の各部局における平素の業務】

総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・県国民保護協議会の運営に関する事 ・県国民保護計画の見直しに関する事 ・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事 ・避難及び救援に関する情報の把握に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事 ・特殊標章等の交付及び管理に関する事 ・情報・連絡体制の整備に関する事 ・安否情報に係る収集体制の整備に関する事
文化環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事 ・廃棄物処理に係る体制整備に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・赤十字標章等の交付及び管理に関する事 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事
商工労働観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品に係る供給・調達体制の整備に関する事
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（米、乾パン、パン等）の供給・調達体制の整備に関する事
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、空港、港湾施設等の把握に関する事 ・応急仮設住宅の供給体制の整備に関する事 ・所管ライフライン施設に係る機能確保に関する事
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・所管ライフライン施設に係る機能確保に関する事
病院事業局	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院における医療体制の整備に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校における国民保護啓発に関する事
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制の整備に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制に係る体制整備に関すること ・特殊標章等の交付及び管理に関すること
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局所管の生活関連等施設の安全確保に関すること ・各部局の管理する公共施設等の安全確保に関すること

2 県職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
担当課体制	危機管理室の担当職員が参集
山形県危機管理要綱（平成17年4月山形県制定）に基づく危機対策本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	県の全部局での対応が必要な場合	
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
		県の全部局での対応が必要な場合
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

及び の体制の判断は、危機管理監が行う。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(5) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(6) 職員の参集が困難な場合の対応

県は、参集予定職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態

の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(7) 職員の服務基準

県は、(3) から の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

法は「国民保護法」をいう。

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事(法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事(法第 82 条)
	応急公用負担に関する事(法第 113 条第 3 項)
	車両等の破損措置に関する事 (法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 76 条の 3 第 2 項後段)
実費弁償 (法第 159 条第 2 項)	医療の実施の要請等に関する事。(法第 85 条第 1 項・第 2 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・第 3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第 85 条第 1 項・第 2 項)
不服申立てに関する事(法第 6 条、第 175 条)	
訴訟に関する事(法第 6 条、第 175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、山形県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

(1) 市町村

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、自衛隊、海上保安庁、指定地方公共機関、隣接県、市町村等との連絡会議を適宜開催することにより、意思の疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛庁・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛庁・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、県の区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を

実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、相互応援協定の締結、又は防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し必要な見直し等を行う。

この場合において、相互応援協定の締結、又は防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 広域緊急援助隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 隣接する県の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、隣接する宮城県、秋田県、福島県及び新潟県との間で緊密な情報の共有を図るため、各県による連絡会議の開催や広域連携に係る要領の作成等の体制整備に努める。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、衛生研究所等は、上記の隣接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 隣接する県に対する事務の委託

県は、隣接する宮城県、秋田県、福島県及び新潟県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村との連携体制の整備

県は、県の区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、市町村との緊密な連携を確保する。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保などの都道府県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、

把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

県は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市町村と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備

県は、県の区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定公共機関等との緊密な連携を確保する。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画に対する助言

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行うことができる。

(3) 民間事業者等との連携体制の整備

県は、民間事業者等から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、通信体制の整備等について定める。

(1) 通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、応急対策等における重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として関係省庁や電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 県における非常通信体制の確保

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、東北管区警察局、県、市町村等と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報の通知等に必要な準備

(1) 警報の通知先となる関係機関

国対策本部長が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等については、資料編に掲げるとおりである。

(2) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

県は、総務大臣（消防庁）から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき関係機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理及び提供のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の整理及び回答に係る責任体制を整備するとともに、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法、収集先等）を把握する。

(2) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在、連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する安否情報報告書様式第1号の周知徹底を図る。

(3) 安否情報の種類及び報告様式

県が収集する安否情報は次のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書である。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

氏名

出生の年月日

男女の別

住所

国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

から のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

居所

負傷又は疾病の状況

及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記 から に加えて）

死亡の日時、場所及び状況

死体の所在

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任体制をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を次の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害(第 報)

年 月 日 時 分
山 形 県
(市(町村))

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 市 町 丁目 番 号(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練の在り方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する職員の資質の向上を図るため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関における研修の実施

県は、職員研修所等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

(3) 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、市町村とともに、国、他の都道府県その他関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
避難誘導訓練及び救援訓練
通信訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

訓練の実施に当たっては、住民に対し広く参加を呼びかけるとともに、訓練の開催

時期、場所等については、住民の参加が容易となるように配慮する。

県は、学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について定める。

1 避難及び救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、的確かつ迅速に避難の指示及び救援に係る措置を行うことができるよう、次のような基礎的資料を準備する。

- ・ 県の地図
- ・ 隣接県の地図
- ・ 区域内の人口分布図
- ・ 区域内の道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設等のリスト
- ・ 関係機関の連絡先一覧、協定
- ・ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ・ 給水拠点となる配水池、応急給水槽等の施設配置図
- ・ 関係医療機関のデータベース
- ・ 救護班のデータベース
- ・ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・ 墓地及び火葬場等のデータベース
- ・ 隣接県の各種データ

(2) 市町村の避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領パターンを作成するに当たっては、必要な助言を行う。この場合において、県警察は、避難経路選定等について必要な助言を行う。

(3) 災害時要援護者への支援

県は、山形県災害時要援護者支援指針（仮称）を作成し、市町村における災害時要援護者の避難誘導體制の整備について支援する。

(4) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(5) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対する救護班の派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法について、県地域防災計画等で定めている体制を活用する。また、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(6) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

2 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等と協議のうえ、県地域防災計画の緊急輸送ネットワークを活用しながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者、東北運輸局等からの聞き取り等により、保有車両数、定員等の運送事業者の輸送力について次のような情報を把握する。

保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関、東北運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について次のような情報を把握する。

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

(4) 離島における留意事項

県は、飛島(酒田市)の住民の避難について、全住民の避難を想定した体制を整備し、酒田市、国、指定公共機関等との連携協力に努めるとともに、次に掲げる輸送手段等の情報を把握する。

島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
想定される避難先までの輸送経路
島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制

3 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県及び県警察は、武力攻撃事態等における緊急通行車両に係る確認についての手続の整備を図る。また、県警察は、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるよう、道路管理者と密接に連携する。

4 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、データベース化による全国的な避難施設情報の共有化を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

5 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、高齢者、障害者、

乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

(2) 運送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、次に掲げる項目について整理する。なお、記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	第1号	発電所、変電所	経済産業省
	第2号	ガス工作物	経済産業省
	第3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	第4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	第5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	第6号	放送用無線設備	総務省
	第7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	第8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	第9号	ダム	国土交通省
第28条	第1号	危険物	総務省消防庁
	第2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	第3号	火薬類	経済産業省
	第4号	高圧ガス	経済産業省
	第5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省

第6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
第7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
第8号	毒劇薬（薬事法（昭和35年法律第145号））	厚生労働省、農林水産省
第9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
第10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
第11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察及び酒田海上保安部長に対する情報提供

知事は、県警察及び酒田海上保安部長に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び酒田海上保安部長と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて県、県警察、酒田海上保安部等と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議のうえ、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者が、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

第2 県・市町村が管理する公共施設等の安全確保

県・市町村が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県・市町村として、予防対策について定める。

1 県が管理する公共施設等の安全確保

県は、その管理に係る公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考

にして、警戒等の措置の実施の在り方について定める。

また、県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設を管理する指定管理者に対して、県の措置に準じた措置をとるように求める。

2 市町村が管理する公共施設等の安全確保

市町村は、その管理する公共施設等について、県の措置に準じた警戒等の措置の実施の在り方について定めるよう努めるものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄・整備等

国民保護措置の実施に必要となる物資及び資材の備蓄・整備並びに施設及び設備の点検等について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

3 県が管理する施設及び設備の整備・点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施を想定の上、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、自

然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、2系統受電設備や自家発電設備の整備等により、代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、県が管理する施設に係る地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄・整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。
このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国及び市町村と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図り、消防団及び自主防災組織の特性を活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置(車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等)について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第 3 編

武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について定める。

1 危機対策本部等の設置及び初動措置等

(1) 山形県危機管理要綱に基づく危機対策本部等の設置

県は、県の区域内で武力攻撃事態等となり得る可能性のある情報を把握した場合には、担当課体制をとるとともに、事態の状況に応じて、山形県危機管理要綱に基づく危機管理対策会議等を開催し、当該事案に係る情報収集や、関係機関への迅速な情報提供を行う。

知事は、県の区域内において、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての確かつ迅速に対処するため、山形県危機管理要綱に基づく危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）を速やかに設置する。

この場合、危機対策本部は、次章に規定する県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と同様の体制をとるものとする。

また、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。

他の都道府県において武力攻撃事態等となる可能性のある情報を把握した場合又は他の都道府県で武力攻撃事態等の認定がなされた場合においては、事態の状況に応じて、担当課体制又は危機対策本部体制をとるものとする。

県は、危機対策本部を設置したときは、直ちに事案の状況について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡する。

危機対策本部は、自衛隊、海上保安庁、県警察、消防等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等に対して迅速に情報提供を行う。また、知事は、自衛隊、海上保安庁、県警察、消防等に対して、必要に応じ、連絡員の派遣を要請する。

(2) 危機対策本部における初動措置

県は、危機対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

また、事態認定後においては、事態の状況に応じて、国民保護措置を実施するとともに、必要に応じて、国に対して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、危機対策本部は廃止する。

県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、初動体制の確立に万全を期するものとする。
- (2) 市町村は、初動措置の実施後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等及び通信の確保について定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部の設置手順

県対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

知事による県対策本部の設置

県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合、知事は、直ちに県対策本部を設置する。

また、知事は、県対策本部を設置したときは、直ちに、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡するとともに、各部局、市町村、指定地方公共機関その他関係機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

なお、事前に前章で規定する危機対策本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。

県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部長は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

県対策本部の開設

県対策本部長は、県庁舎講堂に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備、仮眠設備の確保等を行う。

県対策本部の代替機能の確保

県庁舎が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、県対策本部の予備施設として各総合支庁舎（分庁舎を含む。）を指定する。

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

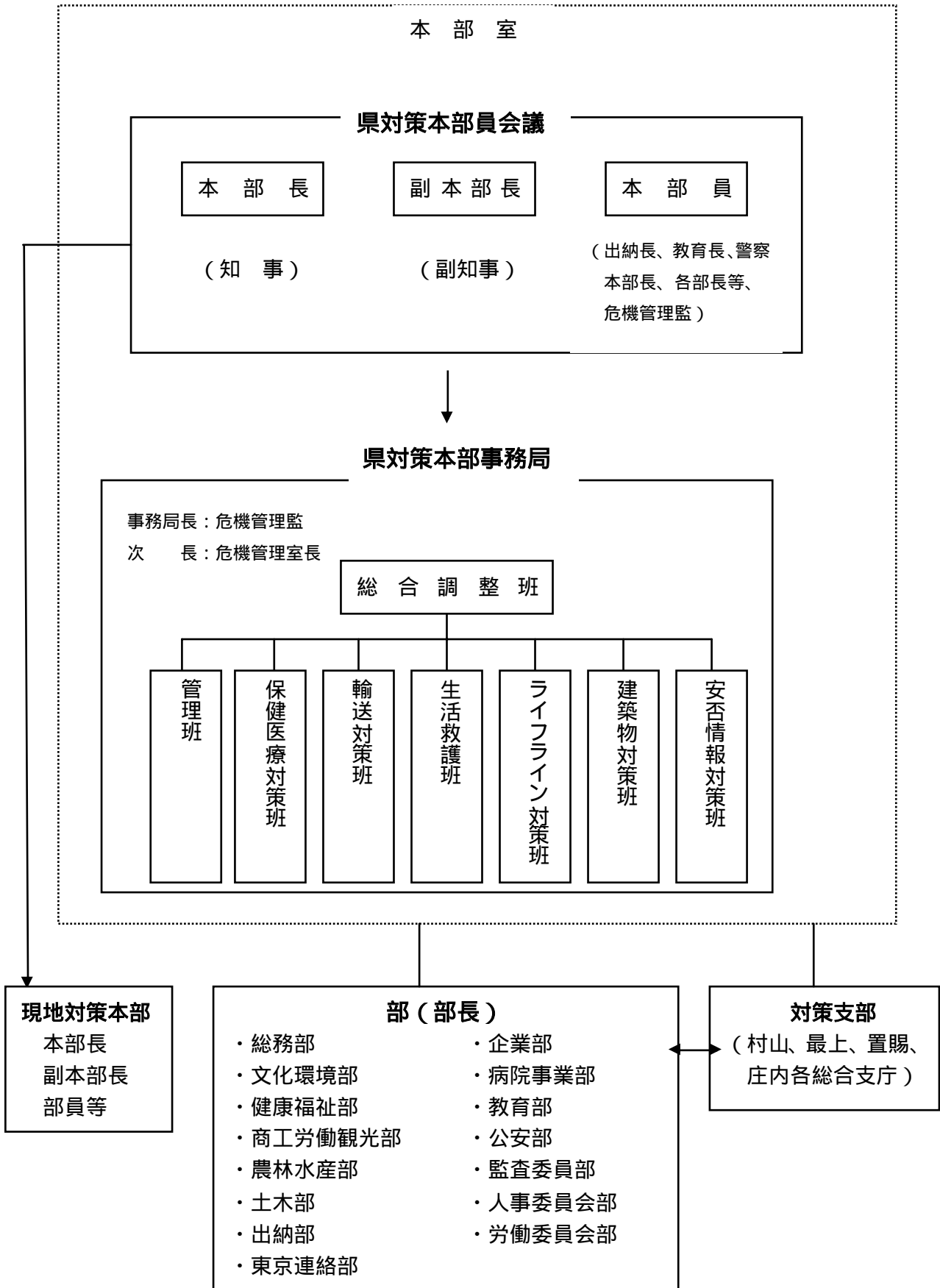
知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成及び運営

県対策本部の組織構成は次のとおりとする。

なお、県対策本部の組織及び運営については、「山形県国民保護対策本部運営要綱（仮称）」に定める。

山形県国民保護対策本部組織構成図



(4) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の一部を行うため必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長及び県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名するものをもって充てる。

(6) 県対策支部の設置

知事は、国民保護措置の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、総合支庁にそれぞれの管轄区域をその区域とする県対策支部を設置する。

なお、当該区域において現地対策本部が設置された場合には、当該県対策支部は現地対策本部長の指揮の下に業務を行う。

(7) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県の区域内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の確かつ迅速な実施を図る。

県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

国対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛庁長官に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。（自衛隊の連絡員の派遣）

情報の提供の求め

県対策本部長は、国対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

3 マニュアルによる運用

県は、国民保護措置の実施の詳細に関しては、この計画に定めるもののほか、別に定めるマニュアルにより運用する。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

1 国対策本部との連携

(1) 国対策本部との連携

県は、国対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国現地対策本部との連携

県は、国現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。(国民保護等派遣)

この場合、県は、武力攻撃事態等において、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容(例)】

- ・ 避難住民の誘導(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- ・ 避難住民等の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ・ 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

(2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第78条)及び知事の要請に基づく出動(同法第81条))により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の都道府県に対して応援を求める。

県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国対策本部における適切な措置の実施(関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等)に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国対策本

部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

（2）事務の一部の委託

県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（1）県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

（2）県は、（1）の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、（1）の職員の派遣について、あっせんを求める。

（3）県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

（4）県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

（5）知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

7 県の行う応援等

（1）他の都道府県に対して行う応援等

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事

項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等においてボランティア活動を行おうとするものがある場合には、その安全を十分に確保するため、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断する場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

知事は、国対策本部長が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知された場合には、直ちに、その内容を防災行政無線等により、市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

【警報に定める事項（国民保護法第44条第2項）】
 武力攻撃事態等の現状及び予測
 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
 及び に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
 に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送することとされている。なお、この場合、伝えるべき警報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

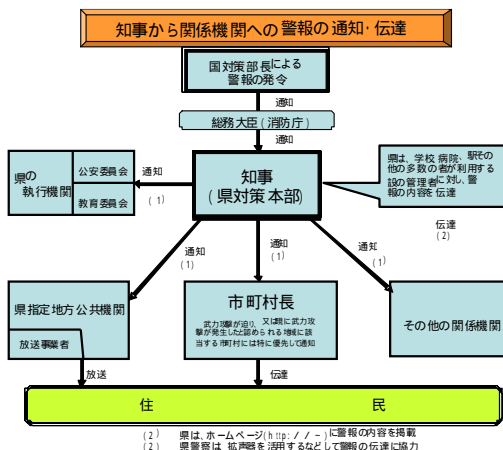
(2) 警報の伝達等

県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、市町村との役割分担に従って、警報の内容を伝達する。

県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）に警報の内容を掲載する。

県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

【警報通知・伝達仕組み図】



2 市町村長の警報伝達

(1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに、住民及び関係ある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次のとおり行うものとする。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、また、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案したうえで発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の内容（一例）】
〔A町 海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様〕

- ・ 海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、××01- 02まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。なお、この場合、伝えるべき緊急通報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

4 マニュアルによる運用

県は、警報の通知、伝達等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について定める。

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

知事は、国対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を防災行政無線等により、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

【避難措置の指示の内容（国民保護法第52条第2項）】

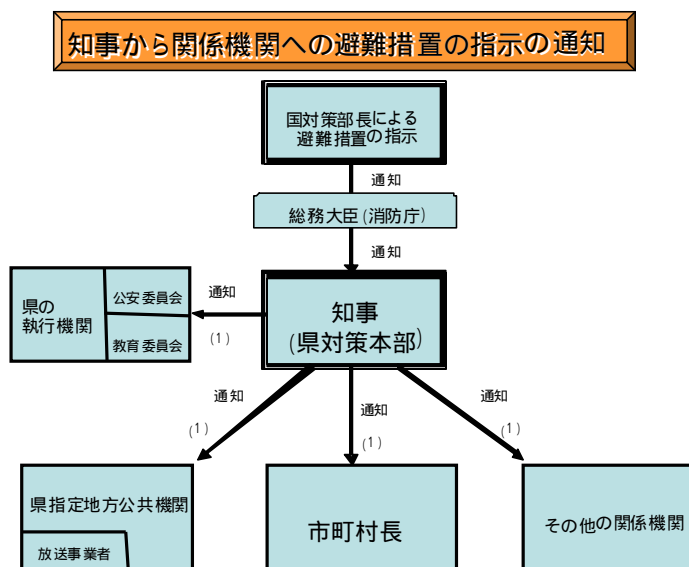
住民の避難が必要な地域（要避難地域）

住民の避難先となる地域（避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。））

関係機関が講ずべき措置の概要

知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。

【避難措置の指示の通知仕組み図】



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。

要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、要避難地域住民に対する避難の指示を行う。

避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を実施する。

通知を受けた場合（又は 以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達する。

(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に回答する。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、この場合において、各都道府県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な

場合には、当該都道府県の判断により、当該住民へも避難を指示できる。

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、次のような事項に留意し必要な調整をして避難の指示を行う。

要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握

- ・ 関係市町村からの最新の情報の入手

避難のための輸送手段の調整

- ・ 輸送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
 - ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
 - ・ 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意
- 主要な避難経路や交通規制の調整

- ・ 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
- ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整

区域内外の避難施設の状況の確認

- ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
- 国による支援の確認

- ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
- ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
- ・ 防衛庁への支援要請

市町村との役割分担の確認

- ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
- ・ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
- ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
- ・ 国対策本部長による利用指針を踏まえた対応

(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等を調整)

動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等の所要の措置を講ずる。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示

山形県知事

月 日 時現在

本県においては、日 時に国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

- (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、日 時目途に住人の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）

・輸送手段及び避難経路

国道 号によりバス（ 会社、 台確保の予定）

駅より 鉄道（ 行 両編成、 便予定）

時から 時まで、国道 号及び県道 号は交通規制（一般車両の通行禁止）

細部については、A市の避難実施要領による。

A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、日 時目途に住民の避難を開始すること(時間を目途に避難を完了)。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法(輸送手段、避難経路) 等

この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事及び受入地域を管轄する市町村長、避難施設の管理者にその旨を通知する。

知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、知事は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

(4) 国対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国対策本部長による意見聴取(特定公共施設利用法第6条3項等)及び国対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、関係指定公共機関にも通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知し受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(8) 地域特性に応じた住民避難

飛島(酒田市)における住民の避難

ア 飛島(酒田市)の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、次の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国対策本部に早急に連絡する。

- ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・ 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

イ 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行う。

ウ この場合において、県は、市町村と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるように、避難の時期、避難の方法を定める。

冬期間における避難の場合

知事は、冬期間における避難の場合においては、国及び市町村と連携を図り、避難経路となる道路の積雪及び凍結の状況を的確に把握し、避難住民や誘導者の防寒対策等、避難住民の安全確保に留意した避難の指示を行う。また、それぞれの道路管理者に対し、除雪等の適切な措置を行うよう要請する。

中山間地域等における避難の場合

知事は、中山間地域等、公共交通機関が限られている地域における住民の避難が必要となる場合においては、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、避難の交通手段として自家用車等を示すことができるものとする。

(9) 武力攻撃事態ごとの留意事項

NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。また、知事は、国対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

弾道ミサイル等による攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明

後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

ウ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示

弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

〔特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合〕

要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、 剤と考えられることから、・・・

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 国対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。

イ ゲリラによる急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示を待っていない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と県警察、酒田海上保安部、自衛隊の連携が図られるよう広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示

本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。

健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

イ このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし、市町村長が円滑な避難住民の誘導を行えるよう必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

また、県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導への支援・補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握したうえで、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整を行うなど、その役割に応じた避難住民の誘導補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など、避難誘導に係る広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対して、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長より行われなときは、知事は市町村長に通知したうえで、県職員を派遣し、当該職員を指揮して避難住民の誘導を実施する。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に対する支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難

住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合が予想される場合には、広域的な観点からそれらの優先順位を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

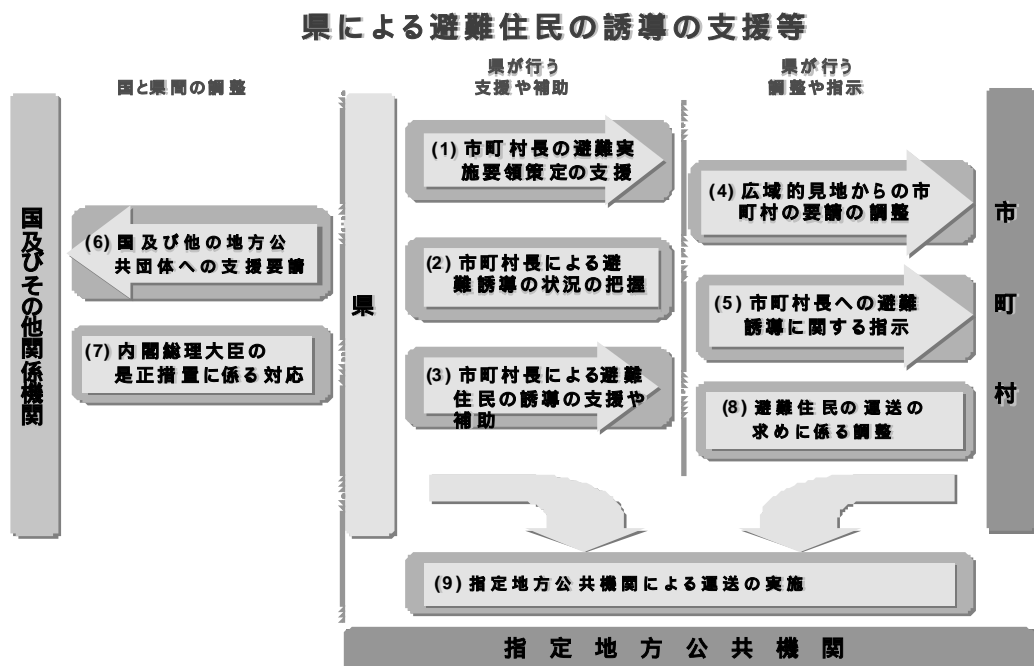
知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

【避難住民誘導の仕組み図】



4 市町村による避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に次の事項を定めた避難実施要領を策定するものとする。

避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所などの地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

避難住民の携行品及び服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう必要最低限の携行品及び服装について記載する。

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

【避難実施要領のイメージ（一例）】

避難実施要領

山形県A市長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、
×日×時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合： A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。
その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道 号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合： A市A1地区の住民は、鉄道 線AA駅前広場に集合する。
その際 日 時 分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、日 時 分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合： A市1地区の住民は、A市A港に、日 時 分を目途に集合する。その際、日 時 分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、日 時 分発B市B1港行きの、汽船が所有するフェリー 号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、×日×時×分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員

・現地連絡要員
・避難所運営要員
・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導
誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当
TEL 0×-52××-××51(内線××××)
FAX 0×-52××-××52以下略

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺(海上を含む。)におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

6 マニュアルによる運用

県は、避難の指示等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があることから、救援の内容等について定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

救援の実施

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避

難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ確実に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続きに基づき行う。

(3) 市町村との連携

市町村は、1(2)において調整した役割分担に沿って救援の実施に関する事務を行うほか、知事の行う救援を補助するものとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法(昭和22年法律第118号)にお

ける実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事は、市町村の区域を越えて緊急物資の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、緊急物資の運送が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、緊急物資の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長に対し、その旨を通知する。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、緊急物資の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。

知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 寒冷期における暖房の確保
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。))とその用地の把握)
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

食品・飲料水、生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水、生活必需品等の備蓄物資及び調達可能物資の確認
- ・ 食品・飲料水の衛生確保
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引き渡し場所や一時集積配分拠点、輸送路の確認、運送手段の調達、輸送の際の交通規制

医療の提供及び助産

- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 人工透析患者及び難病患者が継続して医療を受けるための調整
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

被災者の搜索及び救出

- ・ 被災者の搜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

埋葬及び火葬

- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ 広域的な火葬の対応
- ・ 県警察、海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 障害者等への対応

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

死体の搜索及び処理

- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、自衛隊、海上保安庁等との連携
 - ・ 被災情報、安否情報の確認
 - ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - ・ 死体の一時保管場所及び必要な資材（棺、ドライアイス等）の確保
- 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・ 障害物の除去の施工者との調整
 - ・ 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

6 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。

この場合において、国民保護法第5条第2項の規定により、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならないものであることを踏まえ、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ講ずることに留意する。

なお、 から までの措置については、公用令書を交付して行う。

特定物資について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

医療の要請及び指示

また、知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、 から までの必要な措置を行うことを要請する。

【特定物資（国民保護法第81条第1項）】

救援の実施に必要な次の物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

ア 医薬品

イ 食品

ウ 寝具

エ 医療機器その他衛生用品

オ 飲料水

カ 被服その他生活必需品

キ 建設資材（国民保護法第89条第1項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）

ク 燃料

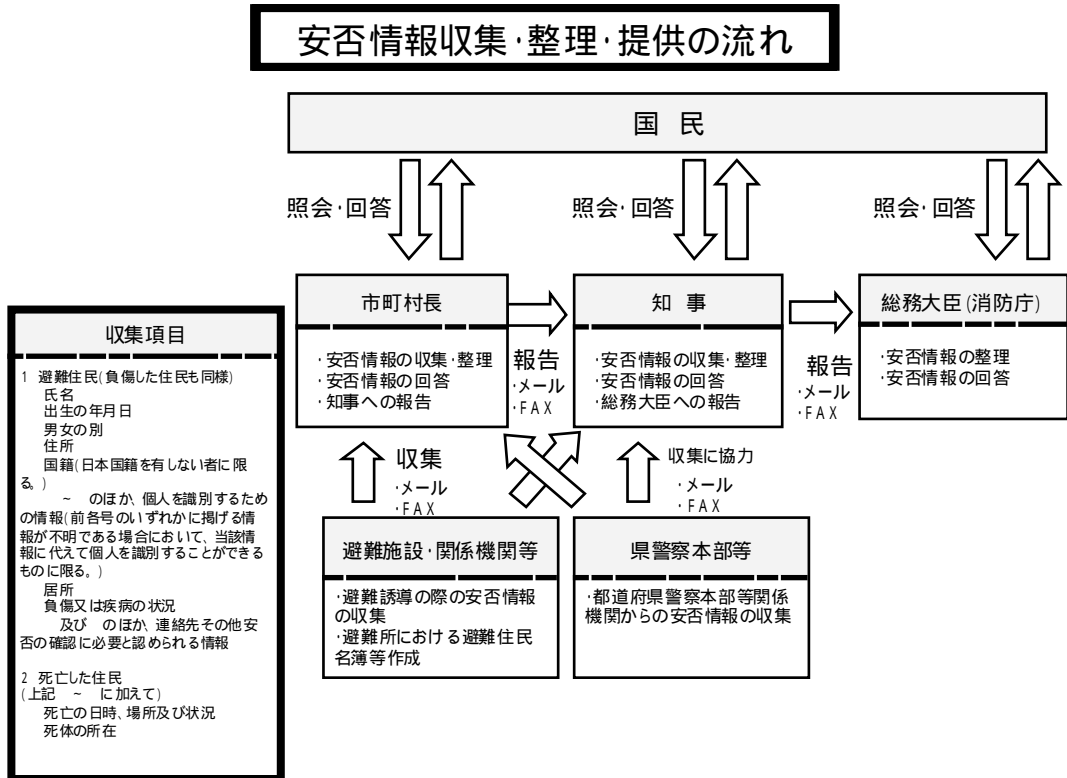
ケ アからクのほか、国民保護法第75条第1項第5号から第8号までに掲げる救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

7 マニュアル等による運用

県は、救援の実施に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。なお、この場合、県地域防災計画等に定める実施体制を活用することとする。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

（1）安否情報の照会の受付

県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令様式第2号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

（2）安否情報の回答

県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令様式第3号により回答する。

県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（3）個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社山形県支部に対する協力

県は、日本赤十字社山形県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）及び（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 マニュアルによる運用

県は、安否情報の収集及び提供に関し、この計画に定める以外の事項については、別に作成するマニュアルにより行う。

6 市町村による安否情報の収集及び提供

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、県警察、消防等必要な機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、県、県警察、酒田海上保安部等及び生

【立入制限区域について】

範囲

県公安委員会又は酒田海上保安部長が指定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。酒田海上保安部長も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては海上保安官が警察官と同様の措置を取ることとされている。

効果

警察官又は海上保安官による当該区域への立入り制限・禁止、当該区域からの退去命令

（5）国対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

（6）国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容をこれらの機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

（1）危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の から の措置を講ずべきことを命ずる。

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と から の措置との対応関係は別表のとおり。

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、（1）の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

・措置の欄のうち「1号、2号、3号」は、それぞれ次の措置を意味する。

1号：取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号：製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号：所在場所の変更又はその廃棄

・措置の欄のうち「 」は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区 分	措置		
		1号	2号	3号
消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3		
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合)			
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること			

<p>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の高圧ガス（同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。） 第 6 条の液化石油ガス販売事業者若しくは同法第 37 条の 4 第 3 項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること</p>	<p>高圧ガス保安法 第 39 条</p>		
	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売事業者、同法第 37 条の 4 第 3 項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること</p>			
	<p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>			
<p>薬事法第 44 条第 1 項の毒薬及び同条第 2 項の劇薬（同法第 46 条第 1 項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p>	<p>厚生労働大臣（薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 15 条の 4 の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</p>			
<p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>				

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第2 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、N B C 攻撃による災害に当たり必要な事項について定める。

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じたうえで、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図る。また、汚染物質に関する情報を保健所を通じて衛生研究所、医療機関等と共有するとともに、専門的な知識を有する医療機関等との連携を図る。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C 攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び県警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、国の機関等と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法 第108条 第1項各号	対象物件等	措置
第1号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、次の措置を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水	管理者に対し、次の措置を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	汚染され、又は汚染された疑いがある死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	汚染され、又は汚染された疑いがある建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	汚染され、又は汚染された疑いがある場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

当該措置を講ずる旨
当該措置を講ずる理由
当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を

	行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
	当該措置を講ずる時期
	当該措置の内容

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

屋内退避の指示

なお、知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【退避の指示（一例）】

「市町×丁目、××市町丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

「市町×丁目、××市町丁目」地区の住民については、地区の（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置

県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

県は、退避の指示をした場合は、県警察、退避を要する地域を管轄する市町村長、消防その他機関に速やかに通知する。

当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

県は、退避の指示を行った場合は、国対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、次の方法等により行う。

警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

県は、警戒区域の設定をした場合は、国対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

(4) 警察官等による警戒区域の設定等

警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

3 事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。

また、警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

4 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することができる。

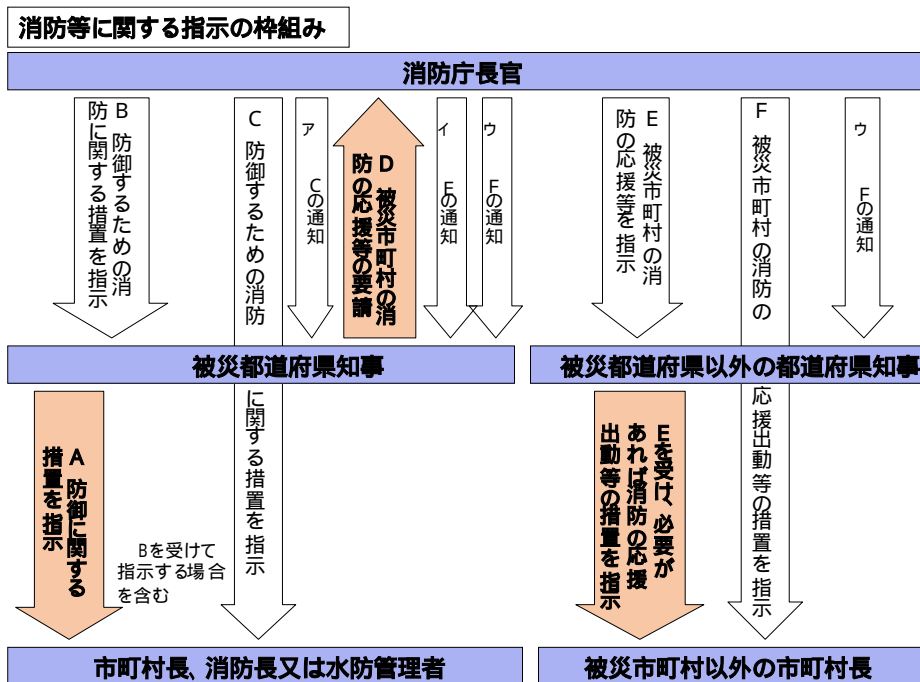
【知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては次のものがある】

ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められる

ときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知



注) 図中の 、 、 は、それぞれP 83 の(2) 、(2) 、(2) に対応しており、ア、 イ、 ウは、それぞれP 83、 84 のア、 イ、 ウに対応している。

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づき報告を求める。

県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに総務大臣(消防庁)に報告する。

県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び管区警察局に速やかに連絡する。

(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

【被災情報の報告様式（前掲）】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

年 月 日 時 分
山 形 県
(市(町村))

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

(5) 精神保健対策

県は、武力攻撃災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、避難所や応急仮設住宅等で巡回相談を行うとともに、必要に応じて精神科医療機関と連携を図る。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

県は、県地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

県は、環境大臣が特例地域を指定した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

県は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにそ

の者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。

平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令（昭和48年政令第200号）で特別の調

査を要する物資（以下「買占め等防止法の規定により指定された特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し当該特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し当該特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 買占め等防止法の規定により指定された特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 買占め等防止法の規定により指定された特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第3条第1項に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、関係機関と連携し、避難先での教育機会の確保、教科書・学用品の給与、授業

料の減免や奨学金制度の活用を図るとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。

医療関係機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

第11章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確

かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

赤十字標章等（国民保護法第157条）

ア 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力

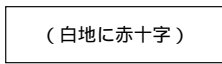
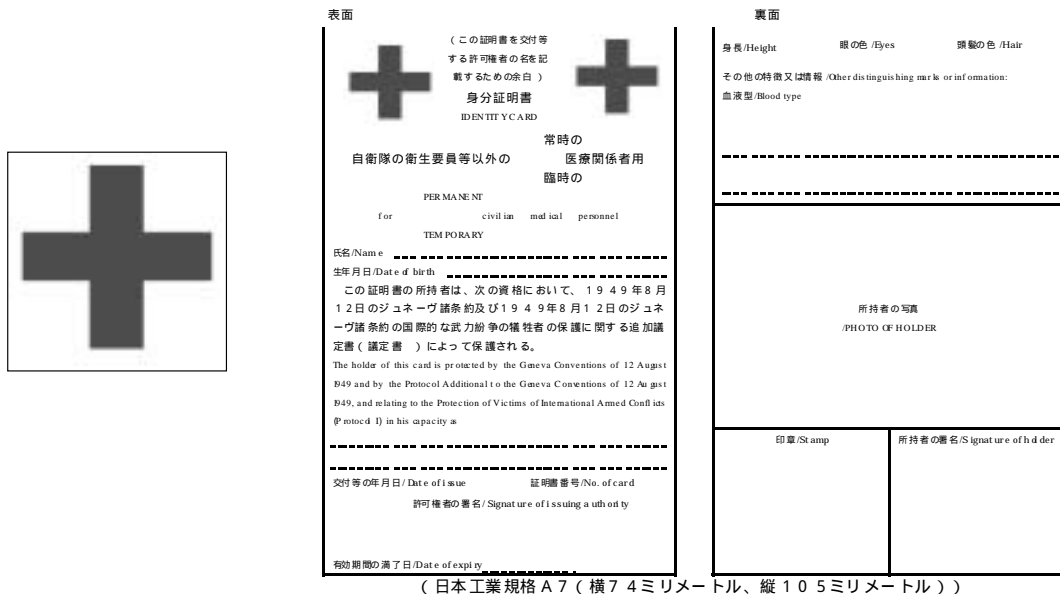
紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）

イ 信号

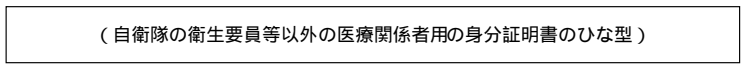
第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）



（白地に赤十字）



（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

特殊標章等（国民保護法第 158 条）

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面		裏面	
<p>(この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as _____</p> <p>交付年の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry _____</p>		<p>身長/Height _____ 瞳の色/Eyes _____ 髪の色/Hair _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information _____</p> <p>血液型/Bloodtype _____</p> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印鑑/Stamp _____ 所持者の署名/Signature of holder _____</p>	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

知事は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)」等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、次に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
- イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者
(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

知事は、次に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ア 医療機関である指定地方公共機関
- イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

知事又は県警察本部長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ア 知事
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
 - ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 県警察本部長
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする

者

知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他の関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 4 編

復 旧 等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等を設置している機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握したうえで、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設、鉄道施設、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は知事が指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に

準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第 5 編

緊急対応事態への対応

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態への対処

緊急処理事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から第182条の規定において基本的な事項が定められているほか、同法第183条の規定に基づき武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。

また、県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態は、第1編第5章3に掲げるとおりであるが、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊における攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

このため、県は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態の対処については、警報の通知及び伝達に関する事項等を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この計画において、武力攻撃事態及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急処理事態及び緊急対処保護措置に準用する際の主な用語の読み替えは、次のとおりである。

武力攻撃事態	緊急処理事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
国（武力攻撃事態等）対策本部	国（緊急処理事態）対策本部
県（国民保護）対策本部	県（緊急処理事態）対策本部
対処基本方針	緊急処理事態対処方針

2 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処保護措置については、この計画の第1編に定める国民保護措置の実施に関する基本方針等、第3編及び第4編に定める国民保護措置に準じた措置を実施する。

3 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の緊急処理事態対策本部長は、緊急処理事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急処理事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

このため、知事は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1の警報の通知及び伝達等の定めに基づいて、これを行う。

4 赤十字標章等及び特殊標章等の標章の取扱い

武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の標章に関する規定は、国際的な武力紛争ではない緊急処理事態には準用されないので留意する。

5 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定等）は、長期にわたるものと想定していない緊急処理事態には準用されないので留意する。

6 備蓄、避難施設等に係る取扱い

国民保護法の規定では、備蓄、避難施設等の平時における備えに係る規定については、緊急対処事態においては準用しないこととされており、武力攻撃事態等への備えとして行われる備蓄や避難施設等を活用することとされていることに留意する。

資料編 目次

1	関係機関連絡先一覧	1 0 1
2	山形県国民保護対策本部運営要綱（仮称）	-
3	赤十字標章等及び特殊標章等交付要綱（仮称）	-
4	火災・災害等即報要領	1 0 3
5	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	1 1 5
6	山形県危機管理要綱	1 2 7
7	安否情報関係様式	1 3 3
8	公用令書	1 3 7
9	警報の通知先一覧	1 4 1
1 0	避難施設一覧	1 4 3

1 関係機関連絡先一覧

(1) 指定行政機関

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考
	部 課	- -	- - (代)	
:	:	:	:	

(2) 指定地方行政機関

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考

(3) 自衛隊

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考

(4) 関係指定公共機関

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考

(5) 指定地方公共機関

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考

(6) 市町村

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考

(7) 消防機関

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考

(8) その他

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考

4 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知） 最終改正 平成16年9月消防震第66号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

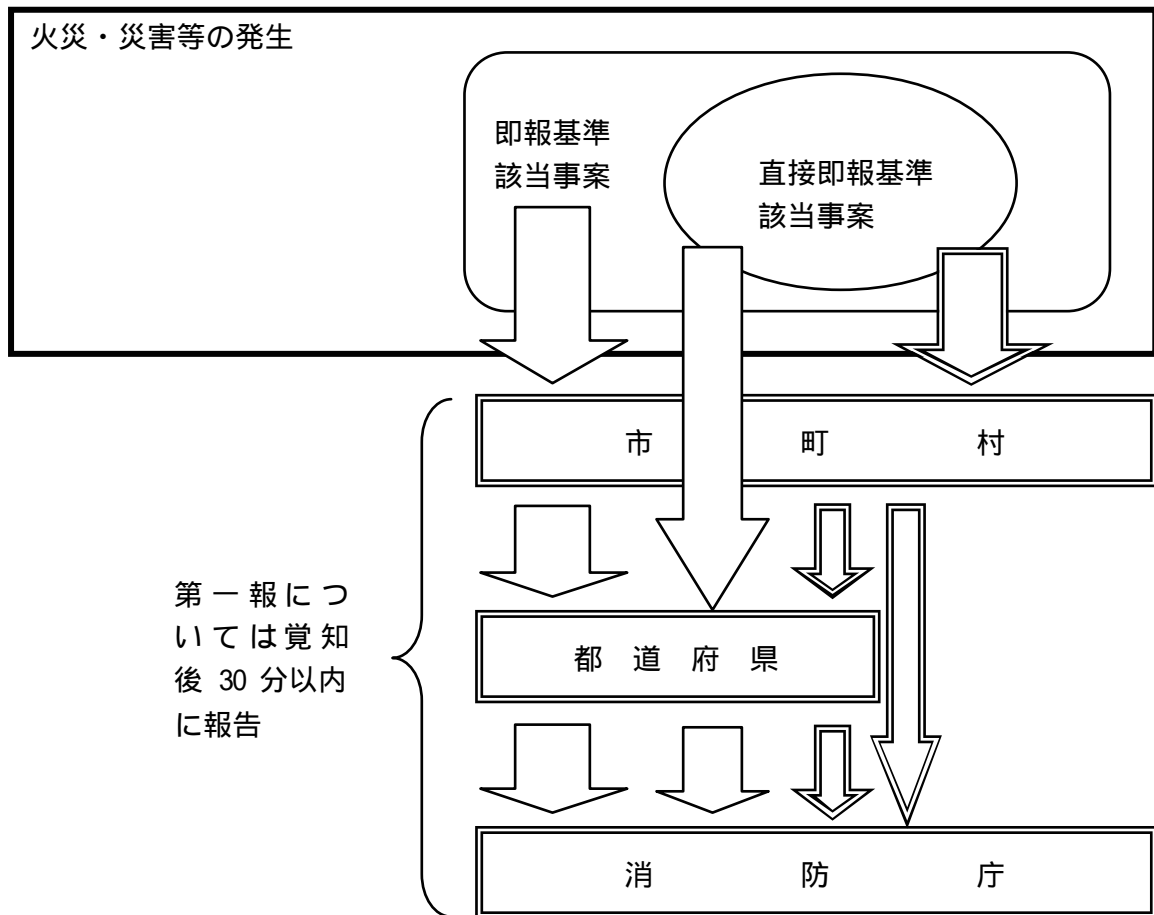
(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を

待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額 1 億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「 (株) 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

【様式】(抄)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
不明 人				
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(ウ)を除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

(ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関

(イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関

(エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

(イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(エ) (ア)から(ウ)まで及び(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（C M Y K値：C-0,M-100,Y-100,K-0、R G B値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図 1]



- ・ 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・ 対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

特殊信号

- ・ 対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・ 特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

身分証明書

- ・ 常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関であるの職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及

び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、

改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（(ア)及び(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、(ア)及び(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・ 特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等を行う方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・ 許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・ 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

特殊標章

- ・ 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0,M-36,Y-100,K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100,M-100,Y-0,K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図 2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、 県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び R h 式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとき

れていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・ 平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字
標章等に係る
特殊
交付
使用許可
申請書

平成 年 月 日

(許 可 権 者) 様

私は、国民保護法第 157 条又は第 158 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字)	生年月日(西暦)
(ローマ字)	年 月 日

申請者の連絡先 住 所：〒	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>写 真</p> <p>縦 4 × 横 3 cm</p> <p>(身分証明書の交付 又は使用許可の 場合のみ)</p> </div>
電話番号：	
E-mail：	



識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長：.....cm	眼の色：.....
頭髪の色：.....	血液型：.....(Rh 因子.....)

<p>標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

(許可権者使用欄)
資 格：
証明書番号：..... 交付等の年月日：.....
有効期間の満了日：.....
返納日：.....

〔様式3〕

表面

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> 	
身分証明書 IDENTITY CARD	
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時的	
for PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
.....	
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	



裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

〔様式4〕

表面

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> 	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
.....	
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

6 山形県危機管理要綱（平成17年4月山形県制定）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、危機又は危機となるおそれがある事態への対応について、総合的な体制を整備し、併せて迅速かつ適切に対応することにより、県民が安心して生活できる環境づくりに資することを目的として制定する。

（定義）

第2条 「危機」とは、次に掲げる事態をいう。

- （1）県民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態
- （2）県行政の円滑な運営に著しい支障を及ぼす事態

2 「緊急事態」とは、危機又は危機となるおそれがある事態をいう。

3 「危機管理」とは、緊急事態の発生を未然に防止し、又は緊急事態発生時に被害の拡大防止及び早期復旧を図ることをいう。

（責務）

第3条 危機管理室及び各部局等の責務は、次のとおりとする。

（1）危機管理室の責務

緊急事態発生時においては、県の事態対処の事務を統括し、対処に関する基本的な方針の案の策定、関係部局等が実施する対処措置の総合調整、関係機関との連絡調整等を行う。事前対策においては、全庁的な危機管理施策の推進及び危機管理体制の整備等を行う。

（2）各部局等の責務

緊急事態発生時においては、危機管理室と連携して所管する事務に係る対処措置を実施する。事前対策においては、各部局等における危機管理施策の推進及び危機管理体制の整備等を行う。

（危機管理員及び危機管理調整員）

第4条 危機管理員は、危機管理の一元的対応の強化及び適正な事務の確保を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）危機管理に関する所管部局等の事務の総括に関すること。
- （2）緊急事態における危機管理監への報告及び対処措置の調整に関すること。
- （3）緊急事態において危機管理監が指示する事項に関すること。
- （4）その他所管部局等における危機管理の事務を推進するために必要な事項

2 危機管理調整員は、前項に掲げる事務について危機管理員を補佐するものとする。

第2章 常設の危機管理組織

（危機管理調整会議）

第5条 総合的な危機管理施策の推進等を図るため、危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の構成員は、別表1のとおりとする。

3 調整会議は、議長が随時構成員を招集し開催するとともに、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

4 調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）総合的な危機管理施策の検討及び推進に関すること。

- (2) 危機管理に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) その他危機管理施策を推進するために必要な事項
- 5 調整会議の事務局は、危機管理室（生活安全調整課）に置く。

（危機管理調整員連絡会議）

- 第6条 調整会議の円滑な運営、危機管理に関する情報の迅速な収集及び伝達等を図るため、危機管理調整員連絡会議（以下「調整員連絡会議」という。）を随時開催する。
- 2 調整員連絡会議の構成員は、別表2のとおりとする。
 - 3 調整員連絡会議は、議長が随時構成員を招集し開催するとともに、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

（幹事会及びワーキンググループ）

- 第7条 総合的な危機管理施策を検討するため、危機管理室長は、必要に応じて、調整会議の下に、課題ごとに関係課長等からなる幹事会又は担当職員からなるワーキンググループ等を設置することができる。

第3章 緊急事態における危機管理組織

（関係課長等対策会議）

- 第8条 危機管理監は、危機となるおそれがあり、かつ、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催することができる。

（危機管理対策会議）

- 第9条 副知事は、危機となるおそれがあり、かつ、全庁的な対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、危機管理対策会議を開催することができる。
- 2 危機管理対策会議の組織及び運営は、調整会議に準じる。

（危機対策本部）

- 第10条 知事は、危機と認める事態に対応する場合、危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部の本部長は知事、副本部長は副知事、本部員は出納長、管理者、危機管理監、本庁各部局及び総合支庁等の長をもって充てる。
 - 3 本部長は、現地における事務を処理するため、必要があると認める場合は、現地危機対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。
 - 4 本部長は、副本部長又は本部員の中から現地本部の長を指名する。
 - 5 対策本部又は現地本部の事務局は、危機管理室又は総合支庁等に置く。

（法令又は規程により危機管理体制が整備されている場合の対応）

- 第11条 法令又は規程により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制に基づき対応する。

第4章 緊急事態対処の基準

（緊急事態発生時の情報伝達）

- 第12条 緊急事態発生時の情報伝達は、基本的に次のとおりとする。

（1）各部局等（各総合支庁及び各行政委員会を除く。）の担当課

緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を当該部局等の危機管理員に報告するとともに、関係課に連絡する。報告を受けた危機管理員は、速やかに危機管理監に報

告する。

(2) 各総合支庁の担当課

緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を総合支庁の危機管理員に報告するとともに、関係課（本庁を含む。）に連絡する。報告を受けた総合支庁及び本庁の関係部局等の危機管理員は、速やかに危機管理監に報告する。

(3) 各行政委員会の担当課

県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の担当課は、緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を所属における調整会議の委員に報告するとともに、関係課に連絡する。報告を受けた当該委員は、速やかに危機管理監に連絡する。

（危機管理監による事態の区分と対処措置）

第13条 危機管理監は、被害状況等から事態の推移を予測し、事態の区分を判断する。

(1) 危機と判断した場合

ア 危機管理監は、現に甚大な被害が生じるなどにより危機であると判断した場合は、知事に被害状況及び事態の推移の予測等を報告するとともに、対策本部の設置について意見を具申する。

イ 対策本部が設置された場合は、危機管理室及び各部局等は、知事の指示に基づき対処措置を実施する。

(2) 危機となるおそれがある事態と判断した場合

ア 危機管理監は、甚大な被害が生じるおそれがあるなどにより危機となるおそれがある事態と判断した場合は、知事に被害状況及び事態の推移の予測等を報告するとともに、危機管理監が県の事態対処の事務を統括することについて了承を得る。

イ 危機管理監は、関係部局等の意見を踏まえ、対処に関する基本的な方針の案を策定し、知事の承認を得る。

ウ 危機管理監は、対処措置を迅速かつ適切に実施するため必要があると認める場合は、対処に関する基本的な方針に基づき、関係部局等が実施する対処措置に関する総合調整を行う。

エ 危機管理監は、状況に応じて次のことを実施する。

（ア）関係課長等対策会議の開催

（イ）危機管理対策会議の開催についての副知事への意見の具申

（ウ）対策本部の設置についての知事への意見の具申

オ 各部局長等は、危機管理監に対して前項に掲げる事項の実施を求めることができる。

カ 各部局等は、危機管理監の総合調整に基づき所管する事務に係る対処措置を実施する。

(3) 緊急事態にはあたらないと判断した場合

ア 危機管理監は、緊急事態にはあたらないと判断した場合は、各部局等に対処措置を要請する。

イ 各部局等は、所管する事務に係る対処措置を実施し、経過等を危機管理室に報告する。

（広報活動の実施）

第14条 危機管理室及び各部局等は、県民の安全や安心を確保するため、総務部総務課広報室と連携し、被害状況や対策の実施等に関する情報を報道機関等に対して迅速かつ適切に提供する。

第5章 危機管理機能の強化について

（危機発生の未然防止）

第 15 条 危機管理室及び各部局等は、平素から危機発生の予知・予見に努め、危機発生の未然防止及び被害の軽減のための措置を講ずるものとする。

(危機管理意識の高揚)

第 16 条 危機管理室は、全庁的な職員の危機管理意識の高揚を図るため、危機管理に関する研修会等を適宜開催する。

2 各部局等は、各部局等の職員の危機管理意識の高揚を図るため又は想定される事態対処に関する知識を習得するため、危機管理に関する研修会等を開催するよう努めるものとする。

(危機管理マニュアルの整備)

第 17 条 危機管理室及び各部局等は、関係部局等と調整のうえ、想定される事態対処に関する危機管理マニュアルを策定するものとする。

2 各部局等は、危機管理マニュアルを策定又は改訂した場合は、速やかに危機管理室に報告するものとする。

3 危機管理室及び各部局等は、環境の変化、訓練の成果等に基づき、適宜危機管理マニュアルを見直すものとする。

4 危機管理室は、各部局等における危機管理マニュアルの整備について、必要な指導及び助言を行う。

(訓練の実施)

第 18 条 危機管理室及び各部局等は、定期的に危機管理マニュアルに基づく訓練を実施するものとし、各部局等においては、その計画及び実施結果を速やかに危機管理室に報告するものとする。

2 危機管理室は、各部局等における訓練の実施について、必要な指導及び助言を行う。

(資機材等の確保)

第 19 条 危機管理室及び各部局等は、想定される事態が発生した場合の被害状況を考慮し、計画的に資機材等を確保するものとする。

(関係機関との連携)

第 20 条 危機管理室及び各部局等は、想定される事態が発生した場合に備えて、あらかじめ国や市町村等の関係機関と情報交換を行うなど、連携体制の構築を図るものとする。

第 6 章 その他

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、危機管理について必要な事項については、別に規定する。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 従前の山形県危機管理要綱(平成 15 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

(別表1)

危機管理調整会議構成員

議 長	副知事
副議長	危機管理監
委 員	総務部次長(危機管理員)
	総務部危機管理室長
	総務部総合政策室長(危機管理員)
	文化環境部次長(危機管理員)
	健康福祉部次長(危機管理員)
	商工労働観光部次長(危機管理員)
	農林水産部次長(危機管理員)
	土木部次長(危機管理員)
	出納局長(危機管理員)
	村山総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	最上総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	置賜総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	庄内総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	東京事務所長(危機管理員)
	教育次長(危機管理員)
	企業局次長(危機管理員)
	病院事業局次長(危機管理員)
	県議会事務局次長
	監査委員事務局長
	人事委員会事務局次長
	労働委員会事務局長
事務局長	総務部危機管理室長
事務局次長	生活安全調整課長
(事務局)	危機管理室(生活安全調整課)
陪 席	食品安全対策課長
	総合防災課長
	総務部総務課広報室長

(別表 2)

危機管理調整員連絡会議構成員

議 長	危機管理室長
委 員	総務部総務課副主幹（危機管理調整員）
	総務部人事課副主幹（危機管理調整員）
	総務部危機管理室生活安全調整課副主幹
	総務部総合政策室政策企画課副主幹（危機管理調整員）
	文化環境部文化振興課副主幹（危機管理調整員）
	健康福祉部健康福祉企画課副主幹（危機管理調整員）
	商工労働観光部産業政策課副主幹（危機管理調整員）
	農林水産部農政企画課副主幹（危機管理調整員）
	土木部管理課副主幹（危機管理調整員）
	出納局総務課副主幹（危機管理調整員）
	村山総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	最上総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	置賜総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	庄内総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	東京事務所総務調整課長（危機管理調整員）
	教育庁総務課副主幹（危機管理調整員）
	企業局総務企画課副主幹（危機管理調整員）
	病院事業局県立病院課副主幹（危機管理調整員）
	県議会事務局総務課副主幹
	監査委員事務局監査第一課副主幹
	人事委員会職員課副主幹
	労働委員会事務局審査調整課副主幹
事務局	危機管理室生活安全調整課副主幹
	危機管理室生活安全調整課課長補佐
	危機管理室食品安全対策課課長補佐
	危機管理室総合防災課課長補佐
陪 席	総務部総務課広報室室長補佐

様式第2号 (第2条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所 _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 印の欄には記入しないこと。

(3) 様式第3号

様式第3号 (第3条関係)

安否情報回答書

年 月 日			
殿			
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)			
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり 回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

8 公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成 16 年厚生労働省令第 170 号））

（ 1 ） 公用令書様式第一

公用令書様式第一

収用第	号	公 用 令 書			
		氏名 住所			
		第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第			
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
		の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。			
81 条第 2 項 81 条第 4 項					
（理由）					
		年	月	日	
		処分権者 氏名			印
収用すべき物 資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(2) 公用令書様式第二

公用令書様式第二

保管第	号	公 用 令 書		
		氏名		
		住所		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第		
81 条第 3 項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
81 条第 4 項				
(理由)				
	年	月	日	
				処分権者 氏名
				印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(3) 公用令書様式第三

公用令書様式第三

使用第	号	公 用 令 書					
		氏名 住所					
		第 82 条 第 183 条において準用する第					
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
		82 条					
		の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。					
		(理由)					
		年 月 日					
		処分権者 氏名					
		印					
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(4) 公用令書様式第四

公用令書様式第四

取消第	号							
		公	用	令	書			
						氏名		
						住所		
							第 81 条第 2 項	
							第 81 条第 3 項	
							第 81 条第 4 項	
							第 82 条	
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					第 183 条において準用する第	
							第 183 条において準用する第	
							第 183 条において準用する第	
							第 183 条において準用する第	
81 条第 2 項	の規定に基づく公用令書 (年	月	日	第	号)	に係る処分	
81 条第 3 項								
81 条第 4 項								
82 条								
	を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令						第 16	
							第 52	
条								
条において準用する第 16 条	の規定により、これを交付する。							
(取り消した処分の内容)								
	年	月	日					
						処分権者 氏名		印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

9 警報の通知先一覧

(1) 市町村

1(6)に同じ

(2) 指定地方公共機関

1(5)に同じ

(3) 県の他の執行機関

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考
	課	- -	- - (代)	
:	:	:	:	

(4) その他の関係機関

名 称	担当部署	所在地	電話番号	備考

10 避難施設一覧

(1) 市

施設名称	施設所在地	管理者	備考
	- -		
:	:	:	

(2) 市

施設名称	施設所在地	管理者	備考

:
 :
 :

() 市

施設名称	施設所在地	管理者	備考